

須賀川市除雪パンフレット

除雪作業にご協力を

安心して冬を過ごすために



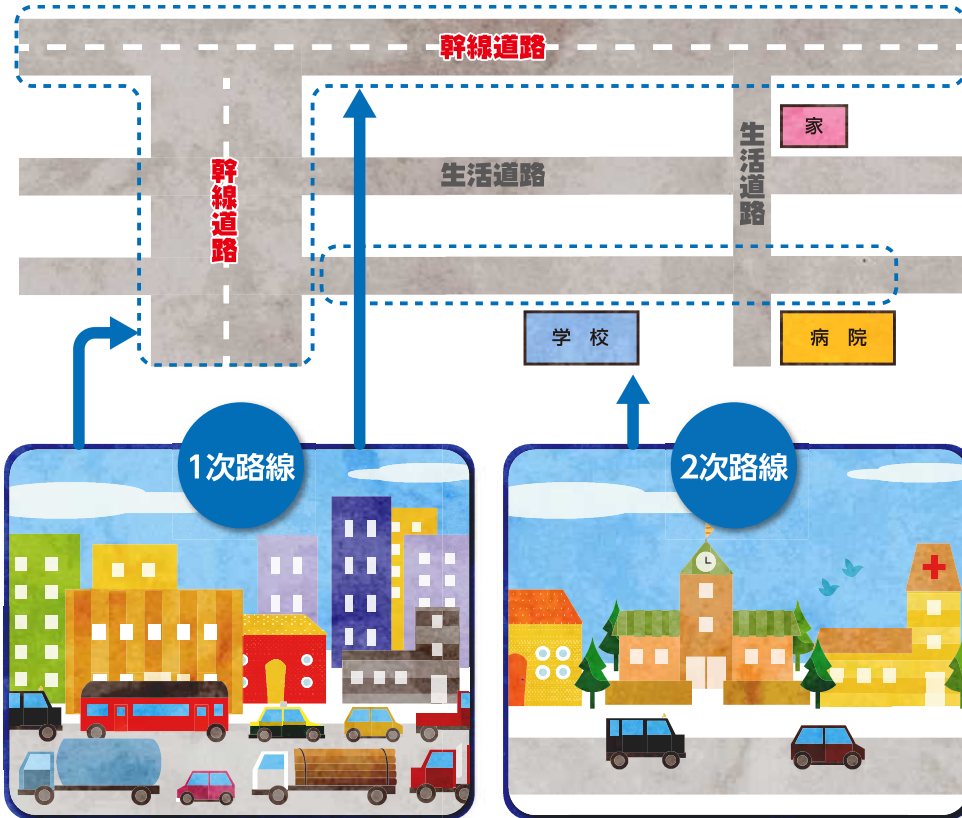
掲載内容

- | | |
|--------------------|----|
| 1.須賀川市の除雪 | P1 |
| 2.除雪のルールとお願い | P2 |
| 3.各自治会への支援制度 | P3 |

ルールを守って安全な冬を過ごしましょう！

1. 須賀川市の除雪

■市では… 10cm以上の積雪で1次路線→2次路線の順に除雪を行っていきます。



■交通量が多い幹線道路

■学校、病院周辺の道路

■生活道路の除雪

市で除雪を行える範囲には限りがあります。地域の皆様で除雪をお願いします。

※生活道路…宅地等に接して設けられている道路

(3ページ目参照)



2. 除雪のルールとお願い

ルール

これらの行為は、除雪作業が遅れたり事故の原因となります。



注意

道路に雪を出すと、以下の罰則が課せられる場合があります。

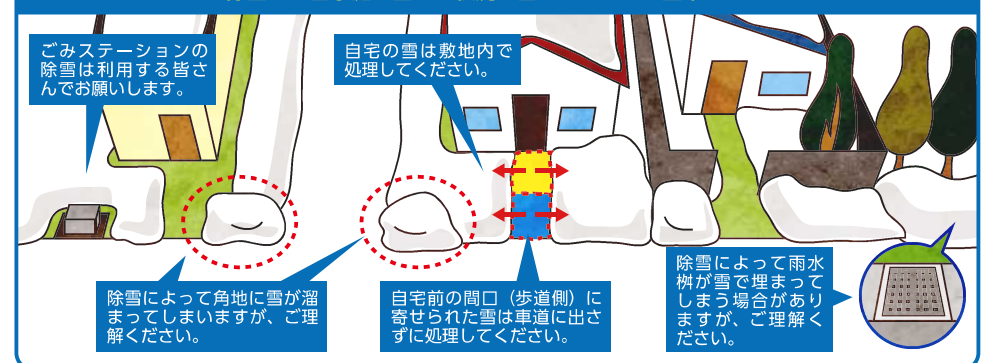
- 道 路 法／第 43 条により 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- 道路交通法／第 76 条により 3 か月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

お願い

限られた時間では、かき分け除雪をするだけで精一杯。

除雪車は、車両の通行に必要な最低幅員確保のため、道路脇へ雪をかきわけます。住宅出入口に寄せられた雪の処理は、皆さんで除雪していただけますようお願いいたします。除雪により早朝から振動や騒音が発生してしまう場合がありますがご理解ください。

除雪は、各家庭の雪かき状況に合わせることが出来ません。



3. 各自治会への支援制度

各自治会の除雪を援助します

市で除雪を行える範囲には限りがあるため、
皆様のご協力をお願いします。

対象箇所

各地域内の生活道路(市道)

どんなとき

各自治会の皆様が独自で重機等
を使用し除雪を行ったとき、除雪
にかかった費用(燃料代等)の一
部を補助します。



雪を溶かすためには凍結防止剤が効果的!

市では市道へ散布する場合に限り、
凍結防止剤を配っています。
雪を車で踏み固められたり、氷の膜
が張っているところにまいてくださ
い。(すべての雪が溶けるわけでは
ありません。)
※ただし、数量に制限あります。



除雪のことわからないことがありましたら下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

須賀川市建設部 道路河川課 維持係
TEL.0248-88-9148(直通) 0248-75-1111(代表)